

第1章 板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨(P3)

策定の背景

「8050問題」「ヤングケアラー」など、従来の縦割り支援では対応困難な課題の顕在化と、地域のつながりの希薄化。

地域づくり

課題・ニーズに対応するため、多様な「つながり」の機会に着目し、地域住民等がそれぞれの強みを発揮できる地域づくりを行う。

計画の目的

地域共生社会の実現と区民のウェルビーイングの向上をめざし、制度・分野を超えた包括的な支援体制を構築する。

2 計画の位置づけ(P6-7)

- 福祉分野の上位計画(法定計画)
社会福祉法第107条に基づき、各福祉分野共通の取組事項を記載。
- 地域福祉の推進
「板橋区基本構想・基本計画」と整合を図り、目指すべき方向性を提示。
- 関連計画の包含
i 重層的支援体制整備事業実施計画
ii 地方再犯防止推進計画



3 計画期間(P8)

○本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
板橋区基本計画	板橋区基本計画2035									
いたばしNo.1実現プラン	いたばしNo.1実現プラン2028				今後の方向性					
地域保健福祉計画	板橋区地域保健福祉計画2030(第4次)					地域保健福祉計画(第5次)				

第2章 計画の背景

1 社会状況の変化(P12)

○日本は急速な人口減少と高齢化が進み、令和22(2040)年には高齢化率約35%、令和52(2070)年には総人口9,000万人以下・高齢化率39%に達する見込みです。これに伴い、従来の社会保障制度では対応しきれない多様なリスクが顕在化しています。経済的困窮だけでなく、心理的困難、孤独・孤立、複合的課題など、制度の狭間にある問題が深刻化しています。

○かつて血縁や地縁で支えられていた課題も、少子高齢化、未婚化、単身世帯の増加等によりインフォーマルなケアが困難になっています。持続可能な地域社会の形成には、地域のつながりが不可欠であり、今後は、従来の密接な関係性に加え、価値観やライフスタイルの変化に応じた、個人が選択的に参加できる「ゆるやかなつながり」の構築が求められています。

2 板橋区の現状(P20~)

- 総人口
・令和22年(2040)年まで増加
・その後、減少局面に入る
 - 生産年齢人口(15~64歳)
・令和12年(2030年)にピーク
・総人口より10年早く減少局面に突入
 - 高齢者人口(65歳以上)
・今後も増加が続く
・令和32年(2050年)には高齢化率28.0%
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が同時進行する。「支え手減少・支えられる側増加」の構造に。



※板橋区人口ビジョン(2025年~2050年)より作成

3 現状の課題(P27)

多様化する社会的課題への対応

生産年齢人口の減少により、家族内での支え合いも困難に。8050問題、ダブルケアなど、複合的課題はさらに深刻化する見込み。そのため、多機関協働による包括的支援が急務です。

持続可能な地域社会の実現と「つながり」の創出

核家族化・単身世帯の増加、働き方の多様化などにより、地域のつながりが希薄化。地域活動の中心を担ってきた世代の高齢化が進み、担い手不足が深刻化しています。

多様性の受容と尊重

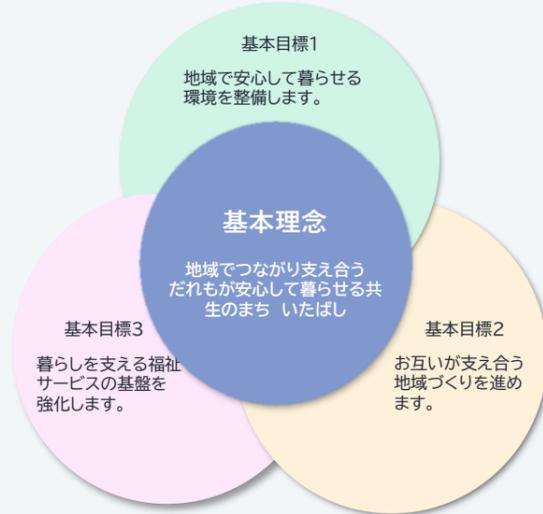
外国人住民の増加やジェンダーロール(性役割)の変化など、地域社会の多様化が進んでいます。国籍、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、だれもが自分らしく生活できる環境づくりが求められています。

第3・4章 基本理念・施策体系

1 基本理念・基本目標(P30)

計画の基本方針と構成

- 上位計画との整合・発展
「板橋区基本構想・基本計画」と整合を図り、これまでの取組を継承・発展。
- 目指す姿:「地域共生社会」の実現
誰もが役割を持ち、互いに支え合い、安心して暮らせる地域へ。
- 計画の枠組み
実現に向けた「基本理念」と「3つの基本目標」を設定。



2 施策体系 (P31-32)

01 地域で安心して暮らせる環境の整備

1 包括的な相談支援体制の構築

- ・包括的な相談支援の推進
- ・多機関協働による包括的支援体制の構築
- ・アウトリーチ機能の強化

2 地域における見守り・支援ネットワークの強化

- ・見守り活動の推進
- ・孤立防止に向けた取組の推進
- ・災害時要配慮者支援体制の整備

3 ライフステージや特性に応じた支援の充実

- ・住まいの確保と居住支援の推進
- ・就労に向けた支援
- ・健康的な生活の推進
- ・特性に応じた支援

02 お互いが支え合う地域づくりの推進

4 地域活動の活性化と担い手の育成

- ・地域活動の担い手の発掘・育成
- ・ボランティア活動の促進と支援
- ・地域活動の支援

5 多様な主体による地域活動の推進

- ・地域住民と専門機関の協働体制の構築
- ・大学・企業・NPO等との連携促進
- ・地域住民等の交流の場づくり

6 地域共生社会の実現に向けた意識醸成

- ・福祉教育・学習の推進
- ・多様性を認め合う意識の醸成
- ・世代間交流

03 暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化

7 福祉サービスの質の向上と利用促進

- ・福祉人材の確保・育成
- ・福祉サービスの質の向上と評価の仕組みづくり
- ・福祉サービスの適切な情報提供と利用促進

8 権利擁護の推進

- ・成年後見制度の利用促進
- ・虐待等の防止と早期発見・対応の体制強化
- ・消費者被害の防止

9 情報環境の整備

- ・ICT等を活用した情報共有・提供の仕組みづくり
- ・デジタルデバイドの解消
- ・利用機会・利用できるコンテンツの拡充

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

福祉分野のメインシステム(高齢・障がい・子ども・生活困窮)だけでは、十分に機能しない状況が見られた。
→このため、国は、メインシステムの機能向上を図るためのサブシステムとして重層的支援体制整備事業を創設。

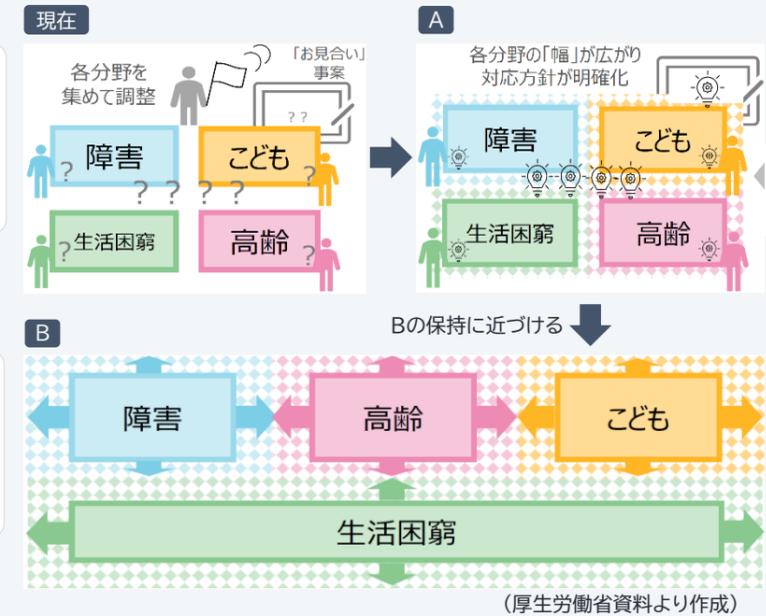
(A)メインシステムの「調整を行う」

メインシステムだけでは「お見合い」が生じる事案等が存在。
=多機関協働事業で「調整」し、まず当該事案を解決。
様々な事案で「調整」を繰り返すことで、Bに近づける。

(B)メインシステムの「幅を広げる」

メインシステムでの既存事業を一体的に運用する。
=メインシステムを「重ね」、「抜け漏れ」を防止。
図の菱形の部分も重層事業も活用して作り上げる。

(※)生活困窮分野はもともと「誰一人取り残さない」発想のもとに創設された、「土台」となるべき分野。



第6章 再犯防止推進計画

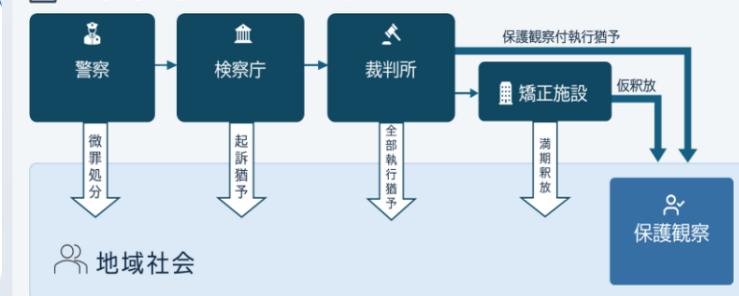
策定の背景

全国の再犯率は48.9%で、検挙者の約2人に1人が再犯者である。背景には困窮・孤立など様々な課題。SNS等によるリスクも。

地域による包摂

刑事司法手続の終了後は、地域社会へ戻る。本人の努力に加え、就労支援や住居確保など支援と地域による包摂が不可欠。

刑事司法手続のフロー(簡略)



重点課題(P93)

住居・就労の確保等

帰住先がない人の再犯リスクに対応。居住支援・就労支援の強化。

保健医療・福祉利用

高齢者・障がい者が適切なサービスにつながるよう支援。

非行防止・修学支援

スクールソーシャルワーカー等と連携し、修学・復学を支援。

特性に応じた支援

薬物依存、性別、発達障がい等の特性を踏まえたきめ細かな支援。

民間協力者の活動促進

保護司、更生保護女性会、協力雇用主などの活動を支援。

地域による包摂

偏見をなくし、地域社会の一員として受け入れる土壌づくり。